

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防災管理点検済表示に係る虚偽の表示除去・消印命令
概 要	防災管理点検報告が必要な建築物その他の工作物において、点検の結果、点検基準に適合していると認められたものには、総務省令で定める表示を付することができますが、消防長又は消防署長は、これら建築物その他の工作物が点検基準適合しないで表示している場合又は、総務省令で定める表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該表示を除去し、又は消印を付するべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年 7 月24日法律第186号）第36条第 1 項、第 8 条の 2 の 2 第 4 項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第36条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項 消防長又は消防署長は、防火対象物で第 2 項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。 ・ 消防法第36条第 1 項 第 8 条から第 8 条の 2 の 3 までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	